

# 令和 8 年度分 定期予防接種説明会資料

※この資料は「予防接種ガイドライン」とあわせてご覧ください。

都城市 三股町

日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）

場所：都城市中央公民館 1 階 大会議室

## 目次

1. 【都城市】 予防接種業務委託単価契約書(案) . . . . .	1
2. 【三股町】 予防接種業務委託契約書(案) . . . . .	9
3. 定期予防接種の種類及び各予防接種の留意点 . . . . .	15
4. 予防接種の実施について . . . . .	22
5. 副反応疑い報告について . . . . .	28
6. 予防接種健康被害救済制度について . . . . .	29
7. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等について . . . . .	30
8. 予防接種実施依頼書について . . . . .	31
9. 委託料の請求について . . . . .	33

(資料編) 各種様式、見本等

## 配布様式

- 1 予防接種実績報告書（A4 版、実績報告用）  
内容・金額が変更になっていますので、4 月接種分以降の費用請求は今回配布した様式を使用してください。
- 2 令和 8 年度定期予防接種ポスター

## 別添資料

- 1 都城市 予防接種の間違い防止・発生時の手引き
- 2 三股町 予防接種間違い防止の手引き
- 3 定期接種実施要領

※ この説明会資料（実績報告書の様式含む）が追加（もしくはデータ）が必要な場合は、三股町ホームページよりダウンロードができます。（業務委託契約書を除く）  
令和 8 年 4 月以降掲載予定です。

### お問い合わせ先

都城市：都城市保健センター	☎ 0986-36-5661
三股町：三股町健康管理センター	☎ 0986-52-8481





(実施の方法)

第1条 乙は、頭書の業務等を仕様書及び甲の指示に従って、誠実に履行しなければならない。

(書面による通知義務)

第2条 この契約に定める請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、この契約に個別に定めがある場合又は緊急かつやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務等の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務等の一時中止)

第6条 天災等の乙の責めに帰すことができない事由により、乙が業務等を履行できないと甲が認めるときは、甲は、業務等の中止内容を直ちに乙に通知して、業務等の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務等の中止内容を乙に通知して、業務等の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

(経済情勢の著しい変動等による契約金額等の変更)

第7条 履行期間内において、日本国内における経済情勢の著しい変動により契約条件が著しく不相当となったことが明らかであるときは、甲、乙協議して契約金額又は業務等の内容の変更を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、契約当初における契約金額又は業務等の内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議して変更を行うものとする。

(損害の負担)

第8条 契約の履行に際して生じた一般的損害又は第三者に及ぼした損害については、甲、乙協議して解決するものとする。

(契約代金の請求及び支払)

第9条 乙は、業務等を完了したときは、そのことを確認できる書類を添えて、契約代金の支払を書面で請求するものとする。

2 甲は、業務等の履行状況を確認の上、乙からの正当な支払請求書を受領したときは、請求を受けた日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 契約代金の支払方法が一括払以外の場合は、頭書で定めた支払単位の業務等が完了するごとに、前2項に規定する方法に準じて、請求及び支払を行うものとする。

(支払遅滞の場合における損害金)

第10条 甲の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務等に着手すべき期日を過ぎても業務等に着手しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、正当な理由がないのに故意にこの契約に違反したとき又はこの

契約の締結及び履行に関して法令等に違反したとき。

(3) 業務等の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解約又は解除に伴う措置)

第13条 甲は、この契約が解約又は解除された場合においては、当該時点までに履行がなされた部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する代金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、この契約が満了し、又は解約若しくは解除された場合において、甲からの貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備)

第14条 乙は、業務等に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、業務等の完了後5年間保存するものとする。

2 乙は、甲の請求があればいつでも前項の書類を提出するものとする。

(役員名簿等の情報提供等)

第15条 甲は、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めるものとし、その情報を所轄の警察署長に照会することで乙が暴力団等であるか否かについて、意見を聴くことができる。

(目的外利用)

第16条 甲は、前条に規定する意見の聴取により知り得た情報を、当該契約以外の契約等から暴力団等を排除する措置を講ずるために利用し、又は教育委員会等に提供することができる。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、都城市財務規則の定めに従うほか、甲、乙協議して定めるものとする。

【別記1】

仕 様 書

1 業務の対象となる予防接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、【別記2】単価等内訳書に掲げる区分の予防接種

2 業務の形態

乙は、甲と医療機関が実施する予防接種業務を媒介する事務を行うものとする。

3 予防接種を行う者

予防接種を実施する旨を承諾した医師で、乙が甲に氏名を通知した者

4 予防接種を実施する場所

乙の指定する医療機関（以下「実施医療機関」という。）

5 接種液、接種用具等の費用負担

予防接種に使用する接種液、接種用具等の費用は、実施医療機関が負担するものとする。

6 関係法令等の遵守

予防接種の実施に当たっては、予防接種法その他の関係法令等に定めるところによるほか、甲の指示に従うものとする。

7 実績報告書及び請求書作成

乙は、実施医療機関から提出された各月において業務が完了した分の予診票及び実績報告書を確認するものとする。甲は、乙から受け取った予診票及び実績報告書から定期予防接種対象者に該当しない者がいないか等の確認を行う。確認後は、乙に実績のデータを提供するものとする。乙は甲から提供された実績のデータを確認後、実績報告書及び請求書を作成するものとする。

8 予診票及び実績報告書の提出及び保管

乙は、各月において業務が完了した分の予診票及び実績報告書を翌月25日までに、令和9年3月分については当該月末までに、甲に提出するものとする。

なお、提出された予診票は、甲が5年間保管するものとする。

## 【別記2】

## 単価等内訳書

## 1 契約単価

区分	定期予防接種対象者	年齢区分	単価(円)	
			(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	
五種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	21,956円
		3歳～6歳未満	1人当たり	20,526円
		6歳～7歳6か月未満	1人当たり	19,701円
麻しん風しん混合	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	1人当たり	12,551円
	1期 特例措置(令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者)	3歳～5歳未満	1人当たり	11,121円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	1人当たり	10,296円
2期 特例措置(平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者)	7歳～9歳未満			
二種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	8,591円
		3歳～6歳未満	1人当たり	7,161円
		6歳～7歳6か月未満	1人当たり	6,336円
	2期 11歳以上13歳未満	11歳～13歳未満	1人当たり	6,336円
乾燥細胞培養日本脳炎	1期 (初回・追加) 生後6月以上20歳未満	6か月～3歳未満	1人当たり	9,471円
		3歳～6歳未満	1人当たり	8,041円
		6歳～20歳未満	1人当たり	7,216円
	2期 9歳以上20歳未満	9歳～20歳未満	1人当たり	7,216円
麻しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	1人当たり	8,976円
	1期 特例措置(令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者)	3歳～5歳未満	1人当たり	7,546円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	1人当たり	6,721円
2期 特例措置(平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者)	7歳～9歳未満			
風しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	1人当たり	8,987円
	1期 特例措置(令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者)	3歳～5歳未満	1人当たり	7,557円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	1人当たり	6,732円
2期 特例措置(平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者)	7歳～9歳未満			
BCG	1歳に至るまで	1歳未満	1人当たり	13,706円
不活化ポリオ	生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	11,891円
		3歳～6歳未満	1人当たり	10,461円
		6歳～7歳6か月未満	1人当たり	9,636円
Hibワクチン	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	10,738円
		3歳以上～5歳未満	1人当たり	9,308円
小児用肺炎球菌 (15, 20価)	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	13,816円
		3歳以上～5歳未満	1人当たり	12,386円
子宮頸がん(9価)	小6～高1相当年齢の女子	小6～高1相当年齢の女子	1人当たり	28,721円
水痘	生後12月～36月に至るまで	1歳～3歳未満	1人当たり	10,846円
B型肝炎	1歳に至るまで	1歳未満	1人当たり	8,333円
三種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	1人当たり	11,231円
		3歳～6歳未満	1人当たり	9,801円
		6歳～7歳6か月未満	1人当たり	8,976円
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン で接種を受けた児	出生6週0日後から24週0日 後までの間	1人当たり	16,566円
	五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン で接種を受けた児	出生6週0日後から32週0日 後までの間	1人当たり	11,539円
RSウイルス	妊娠28週～37週未満	—	1人当たり	29,931円
接種不可		6歳未満	1人当たり	4,026円
		6歳以上	1人当たり	3,201円

※1 予防接種法施行令第1条の3第2項に規定する対象者の費用について、上記の年齢区分を超える年齢で接種した場合は、各区分で最も高い年齢区分の単価を適用する。

## 2 予定数量及び予定総額（推定総額）

区分	定期予防接種対象者	年齢区分	予定数量 (人)	予定総額（円） (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
五種混合	1期（初回・追加） 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	4,435人	97,374,860円
		3歳～6歳未満	93人	1,908,918円
		6歳～7歳6か月未満	25人	492,525円
麻しん風しん混合	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	1,196人	15,010,996円
	1期 特例措置（令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者）	3歳～5歳未満	693人	7,706,853円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	754人	7,763,184円
2期 特例措置（平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者）	7歳～9歳未満			
二種混合	1期（初回・追加） 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	2人	17,182円
		3歳～6歳未満	2人	14,322円
		6歳～7歳6か月未満	2人	12,672円
	2期 11歳以上13歳未満	11歳～13歳未満	773人	4,897,728円
乾燥細胞培養日本脳炎	1期（初回・追加） 生後6月以上20歳未満	6か月～3歳未満	1,924人	18,222,204円
		3歳～6歳未満	1,597人	12,841,477円
		6歳～20歳未満	393人	2,835,888円
	2期 9歳以上20歳未満	9歳～20歳未満	972人	7,013,952円
麻しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	4人	35,904円
	1期 特例措置（令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者）	3歳～5歳未満	4人	30,184円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	5人	33,605円
2期 特例措置（平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者）	7歳～9歳未満			
風しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	4人	35,948円
	1期 特例措置（令和4年4月2日～ 令和5年4月1日に生まれた者）	3歳～5歳未満	4人	30,228円
		5歳		
	2期 5歳以上7歳未満で 小学校就学前1年間	6歳	5人	33,660円
2期 特例措置（平成30年4月2日～ 平成31年4月1日に生まれた者）	7歳～9歳未満			
BCG	1歳に至るまで	1歳未満	1,077人	14,761,362円
不活化ポリオ	生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	3人	35,673円
		3歳～6歳未満	3人	31,383円
		6歳～7歳6か月未満	3人	28,908円
Hibワクチン	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	50人	536,900円
		3歳以上～5歳未満	5人	46,540円
小児用肺炎球菌（15, 20価）	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	4,396人	60,735,136円
		3歳以上～5歳未満	18人	222,948円
子宮頸がん（9価）	小6～高1相当年齢の女子	小6～高1相当年齢の女子	1,950人	56,005,950円
水痘	生後12月～36月に至るまで	1歳～3歳未満	2,124人	23,036,904円
B型肝炎	1歳に至るまで	1歳未満	3,279人	27,323,907円
三種混合	1期（初回・追加） 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	3人	33,693円
		3歳～6歳未満	3人	29,403円
		6歳～7歳6か月未満	3人	26,928円
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン で接種を受けた児	出生6週0日後から24週0日 後までの間	755人	12,507,330円
	五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン で接種を受けた児	出生6週0日後から32週0日 後までの間	2,004人	23,124,156円
RSウイルス	妊娠28週～37週未満	—	1,044人	31,247,964円
接種不可		6歳未満	111人	446,886円
		6歳以上	16人	51,216円

なお、本契約は単価を契約の主目的としており、実際の取引量と上記の予定数量が一致しない場合でも、予定価格や単価を変更する必要があるかどうかを甲と乙とが協議し、単価を変更する必要があると認められる場合には、改めて変更契約する必要はないものとする。また、別途手数料が発生した場合は、甲、乙協議するものとする。

### 3 請求及び支払の方法

- (1) 乙は、予防接種を実施した月の業務等に係る支払請求書を翌月末日までに甲に提出するものとする。なお、やむを得ず提出期限を過ぎた場合は、速やかに甲へ提出するものとする。
- (2) 甲は、仕様書に定める報告書等により業務の履行状況を確認の上、前号の規定による乙からの正当な支払請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該実施月に係る契約代金を乙に支払うものとする。

## 【別記3】

### 個人情報に関する事項

乙は、この契約の履行に際して収集及び取得した個人情報については、以下の項目により取り扱わなければならない。ただし、当該個人情報について、乙がこの契約以外で収集又は取得した個人情報と重複している場合は、この限りでない。

#### (目的外の使用)

- 1 乙は、この契約の履行に際して収集した個人情報を目的以外に使用し、又は第三者への提供を行ってはならない。

#### (複製等の禁止)

- 2 乙は、この契約の履行に際して収集した個人情報を複写し、又は複製を作成してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (事故等の報告)

- 3 乙は、この契約の履行に際して個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

#### (実地調査)

- 4 甲は、乙がこの契約の履行に際して収集又は取得した個人情報の管理状況を把握するため必要があると認めたときは、乙の業務処理に係る書類等について実地に調査できるものとする。

#### (持出しの禁止)

- 5 乙は、甲が指定する場所以外に個人情報を持ち出してはならない。ただし、この契約の履行に必要な場合、乙は、甲の許可を得て個人情報を持ち出すことができるものとする。

#### (返却及び廃棄)

- 6 乙は、この契約が終了したとき又は甲が請求したときは、この契約の履行に際して収集及び取得した個人情報を甲に返却しなければならない。また、個人情報が記録されていた媒体等について、乙は、甲の指定する方法で廃棄等を行わなければならない。ただし、乙が当該個人情報を保有することに法令等に定めがある場合又は乙がこの契約以外で当該個人情報を正当に収集及び取得したものについては、この限りでない。

## 2. 【三股町】予防接種業務委託契約書(案)

### 令和8年度予防接種業務委託契約書（案）

三股町長 木佐貫 辰生（以下「甲」という。）と公益社団法人 都城市北諸県郡医師会 会長 田口 利文（以下「乙」という。）とは、予防接種業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

#### （業務の委託）

- 第1条 予防接種法第5条の規定に基づき、甲が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 予防接種の実施にあたっては、予防接種法に基づく法令等の定めるところによるほか、甲の指示するところにより実施するものとする。

#### （接種の医師及び場所）

- 第2条 乙は、契約締結後速やかに、予防接種を実施する旨を承諾した医師（以下「丙」という。）の氏名を甲に通知するものとする。
- 2 予防接種の場所は、丙の診療機関又は甲の指定する場所とする。

#### （委託料）

- 第3条 甲は、第1条により委託した業務について別表に定める接種委託料を、甲が確認後、乙に支払うものとする。

#### （接種液及び接種用具等の購入）

- 第4条 丙の医療機関で実施する予防接種に使用する接種液及び接種用具等は、丙が購入するものとする。

#### （契約保証金）

- 第5条 契約保証金については、三股町財務規則第153条第1項第10号により免除する。

#### （委託料の請求及び支払い）

- 第6条 乙は、その月に行った予防接種に係る委託料を請求する場合には、当該請求書に丙から提出された予診票を添付し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適法と認めるときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

#### （秘密の保持）

- 第7条 乙は、予防接種の実施に際して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。また、契約期間終了後も同様とする。

#### （再委託の禁止）

- 第8条 乙は、予防接種の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

#### （目的以外の使用等）

- 第9条 乙は、予防接種の実施に際して収集した個人情報を目的以外に使用し、又は第三者への提供を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （複写及び複製の禁止）

- 第10条 乙は、予防接種の実施に際して収集した個人情報を複写し、又は複製を作成してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故等の報告)

第11条 乙は、予防接種の実施に際して個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、ただちにその旨を甲に報告しなければならない。

(実地調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録について実地に調査できるものとする。

(持出しの禁止)

第13条 乙は、甲が指定する場所以外に個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務委託の実施に必要な場合、乙は、甲の許可を得て個人情報を持ち出すことができるものとする。

(返却及び廃棄)

第14条 乙は、業務委託が終了したとき又は甲が請求したときは、業務委託の実施に際して収集及び取得した個人情報を甲に返却しなければならない。また、個人情報が記録されていた媒体等については、乙は、甲の指定する方法で廃棄等を行わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に予防接種を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 予防接種の実施により生じた事故又は損害については、丙に故意又は重大な過失がない限り、甲がその処理にあたるものとする。

(契約期間)

第17条 この契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(疑義の決定)

第18条 この契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町長 木佐貫 辰 生

乙 宮崎県都城市姫城町8街区23号  
公益社団法人 都城市北諸県郡医師会  
会 長 田 口 利 文

## 仕 様 書

- 1 業務の対象となる予防接種  
予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、別表に掲げる疾病に対する予防接種
- 2 予防接種を行う者  
予防接種を実施する旨を承諾した医師で、乙が甲に氏名を通知したもの
- 3 予防接種を実施する場所  
乙の指定する医療機関（以下「実施医療機関」という。）又は甲の指定する場所
- 4 接種液及び接種用具等の費用負担  
（1）実施医療機関で行う予防接種・・・・・・実施医療機関が負担する  
（2）甲の指定した場所で行う予防接種・・・・・・甲が負担する
- 5 関係法令の遵守  
予防接種の実施に当たっては、予防接種法に基づく命令に定めるところによるほか、甲の指示に従うものとする。
- 6 予診票及び実績報告書の提出並びに保管  
乙は、各月において業務が完了した分の予診票及び実績報告書を甲に提出するものとする。なお、提出された予診票は、甲が5年間保管する。
- 7 業務の形態  
乙は、甲と医療機関が実施する予防接種業務を媒介する事務を行うものとする。

別表 定期予防接種委託料

(単価は消費税及び地方消費税相当額を含む)

区分	定期予防接種対象者	年齢区分	単価
五種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	21,956円
		3歳～6歳未満	20,526円
		6歳～7歳6か月未満	19,701円
麻しん風しん 混合	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	12,551円
		2歳～3歳未満	
	1期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	3歳～4歳未満	11,121円
		5歳	
	2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間	6歳	10,296円
2期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	6歳～8歳未満		
二種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	8,591円
		3歳～6歳未満	7,161円
		6歳～7歳6か月未満	6,336円
	2期 11歳以上13歳未満	11歳～13歳未満	6,336円
乾燥細胞培養 日本脳炎	1期 (初回・追加) 生後6月以上20歳未満	6か月～3歳未満	9,471円
		3歳～6歳未満	8,041円
		6歳～20歳未満	7,216円
	2期 9歳以上20歳未満	9歳～20歳未満	7,216円
麻しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	8,976円
		2歳～3歳未満	
	1期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	3歳～4歳未満	7,546円
		5歳	
	2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間	6歳	6,721円
2期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	6歳～8歳未満		
風しん	1期 生後12月～24月に至るまで	1歳～2歳未満	8,987円
		2歳～3歳未満	
	1期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	3歳～4歳未満	7,557円
		5歳	
	2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間	6歳	6,732円
2期 特例措置(令和7年4月1日～令和9年3月31日) 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	6歳～8歳未満		
BCG	1歳に至るまで	1歳未満	13,706円
不活化ポリオ	生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	11,891円
		3歳～6歳未満	10,461円
		6歳～7歳6か月未満	9,636円
H i b	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	10,738円
		3歳～5歳未満	9,308円
小児用肺炎球菌 【15,20価】	生後2月～60月に至るまで	2か月～3歳未満	13,816円
		3歳～5歳未満	12,386円
子宮頸がん【9価】	小6～高1相当年齢の女子	小6～高1相当年齢の女子	28,721円
水痘	生後12月～36月に至るまで	1歳～3歳未満	10,846円
B型肝炎	1歳に至るまで	1歳未満	8,333円
三種混合	1期 (初回・追加) 生後2月～90月に至るまで	2か月～3歳未満	11,231円
		3歳～6歳未満	9,801円
		6歳～7歳6か月未満	8,976円
ロタウイルス	経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン	生後6週～生後25週未満	16,566円
		五価経口弱毒性ロタウイルスワクチン	生後6週～生後33週未満
RSウイルス	妊娠28週～37週未満の妊婦	妊婦	29,931円
予診のみ (接種不可)		6歳未満	4,026円
		6歳以上	3,201円

※ 予防接種法施行令第3条第2項に規定する対象者の費用について、上記の年齢区分を超える年齢で接種した場合は、各区分で最も高い年齢区分の単価を適用する。ただし、麻しん風しん混合、麻しん、風しんの場合において、次の表の年齢区分に示す年齢で接種した場合は、次の表に示す各区分の単価を適用する。

	麻しん風しん混合	麻しん	風しん
2歳以上3歳未満	12,551円	8,976円	8,987円
3歳以上5歳未満	11,121円	7,546円	7,557円

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### (事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 反社会的勢力排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(属性要件に基づく契約解除)

第2条 甲（この契約の発注者である三股町をいう。）は、乙（この契約を受注する相手方をいう。相手方が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の項目の一つでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第3条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の項目の一つでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は本業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第4条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が第2条に該当しないことを確約し、将来も同条若しくは第3条各号に該当しないことを確約する。

2 乙は、その下請又は再委託先業者が前項に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を講じなければならない。

3 乙が、前各項の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

(報告義務)

第5条 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

2 乙が前項の規定に違反した場合は、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第2条、第3条及び第4条第3項並びに前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第2条、第3条及び第4条第3項並びに前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

### 3. 定期予防接種の種類及び各予防接種の留意点

(令和8年3月現在)

#### 1 定期接種の種類（子ども）

「A類疾病」とよばれる病気を予防するもので、種類は以下のとおりです。  
詳細については、「予防接種ガイドライン」をご確認ください。

- ・ ロタウイルス感染症予防接種
- ・ B型肝炎予防接種
- ・ 小児の肺炎球菌感染症予防接種（20価、15価）
- ・ 五種混合〔ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib感染症〕予防接種
- ・ 二種混合〔ジフテリア・破傷風〕予防接種
- ・ 結核（BCG）予防接種
- ・ 麻しん・風しん予防接種
- ・ 水痘予防接種
- ・ 日本脳炎予防接種
- ・ ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種
- ・ RSウイルス感染症予防接種（R8.4月開始）
- ・ 三種混合〔ジフテリア・百日咳・破傷風〕予防接種
- ・ 不活化ポリオ予防接種

## 2 各予防接種の特に留意すべき事項

### (1) ロタウイルス感染症予防接種

年齢を「週齢」と「月齢」の2種類で計算します。

なお、接種後に吐き戻した場合の再接種は行いません。

#### 週齢の数え方

「出生△週●日後」とは、出生日当日を0週0日、出生日の翌日を0週1日後、0日から6日までを1つの週として週齢を数えます。

また、言葉の表現は、生後◎日は出生◎日後、生後△週●日は出生△週●日後となります。

- ・「出生6週0日後」…生まれてから6回目の、生まれた日と同じ曜日
- ・「出生14週6日後」…生まれてから15回目の、生まれた日と同じ曜日の1日前
- ・「出生24週0日後」…生まれてから24回目の、生まれた日と同じ曜日
- ・「出生32週0日後」…生まれてから32回目の、生まれた日と同じ曜日

(例) 11月1日(日)生まれの、出生6週0日後は12月13日(日)

	日	月	火	水	木	金	土
出生0週	1 0週0日	2 0週1日	3 0週2日	4 0週3日	5 0週4日	6 0週5日	7 0週6日
出生1週	8 1週0日	9 1週1日	10 1週2日	11 1週3日	12 1週4日	13 1週5日	14 1週6日
出生2週	15 2週0日	16 2週1日	17 2週2日	18 2週3日	19 2週4日	20 2週5日	21 2週6日
出生3週	22 3週0日	23 3週1日	24 3週2日	25 3週3日	26 3週4日	27 3週5日	28 3週6日
出生4週	29 4週0日	30 4週1日	(以降の日は省略)				

	日	月	火	水	木	金	土
出生4週	(以降の日は省略)		1 4週2日	2 4週3日	3 4週4日	4 4週5日	5 4週6日
出生5週			6 5週0日	7 5週1日	8 5週2日	9 5週3日	10 5週4日
出生6週	12 6週0日	13 6週1日	14 6週2日	15 6週3日	16 6週4日	17 6週5日	18 6週6日
	19 7週0日	20 7週1日	21 7週2日	22 7週3日	23 7週4日	24 7週5日	25 7週6日
	26 8週0日	27 8週1日	28 8週2日	29 8週3日	30 8週4日	(以降の日は省略)	
	31 8週5日	1 8週6日					

#### 月齢の数え方

「生後2月まで」とは、「生まれてから翌々月の同日の前日」です。

(例) 令和8年2月1日(日)生まれの場合

生まれてから翌々月の同日→4月1日(水)

その前日→3月31日(火)

⇒「生後2月まで」は、3月31日(火)までとなります。

[注意点]

翌々月に同日となる日が存在しない場合は、翌々月の最後の日に生後2か月に至ったと考えます。

(例) 7月31日生まれの場合は、9月30日

(例2) 12月31日生まれの場合は、2月28日

↓

(うるう年の場合は、2月29日)

2回目以降の予防接種に用いる予診票は、前回の接種歴を確認する質問事項を設けています。

2回目以降の予防接種が1回目と同一ワクチンであることを、ご確認ください。

また、2回目以降の予診票は、医療機関にて保護者にお渡しください。

#### (ア) 前回の接種記録を確認できない場合

「やむを得ない事情により、同一製剤で接種ができない場合」に該当するものとして、市町で提供できる種類のワクチンで2回目以降の接種を行うことが考えられます。

可能な限り予防接種履歴を確認する必要がありますので、市町で予防接種の履歴を確認します。対象者へは、予防接種実施前に予防接種担当窓口へ申請いただくようご案内ください。申請後、市町から医療機関へ依頼書を発行します。

#### <予防接種施行規則第2条第1号に該当する場合の接種方法>

ワクチンの変更は1回のみです。同一ワクチンで残りの接種ができます。ワクチンの組み合わせは、安全性や有効性に関する報告がある3パターンです。

	1回目	2回目	3回目
パターン1	ロタリックス	ロタテック	ロタテック
パターン2	ロタテック	ロタテック	ロタリックス
パターン3	ロタテック	ロタリックス	ロタリックス

#### (イ) 他市区町村で、定期のロタウイルス感染症予防接種を受けている場合

母子健康手帳に記載されている製剤名を確認し、同一ワクチンにて実施します。

## (2) B型肝炎予防接種

「出産後すぐに、B型肝炎感染予防を目的として、保険診療適用にて予防接種を受けた乳児」は、予防接種法対象外です。

※ 定期接種の対象ではなく、免疫グロブリンの投与も含めて、初回より全シリーズ終了まで健康保険で行います。

## (3) 小児の肺炎球菌感染症予防接種 (20 価、15 価)

【使用ワクチン】20 価が基本。15 価は、当面の間は使用可能。

【接種方法】皮下注射または筋肉内注射。

【交互接種】原則として過去に接種歴のあるワクチンと同一のワクチンを用いること。

13 価から 15 価または 20 価に切り替えが可能。

## (4) 五種混合 (ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ・Hib 感染症)

(ア) 四種混合ワクチンの接種が終了していない人は、原則として五種混合ワクチンで残りの回数の接種を行ってください。

事務連絡  
令和7年2月27日

各都道府県  
市町村  
特別区  
衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の予防接種は、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。今般、四種混合ワクチンの製造販売業者から販売中止の連絡があったことを踏まえ、各自治体におかれては、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できないことが予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第2の1（15）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了するよう、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。

- (イ) 第1期（生後2月以上7歳6月未満）の期間内に、ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎のいずれかの疾病に罹患した児  
二種・三種・五種混合ワクチンのいずれかから選択し、接種を実施します。ワクチンの選択後は、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種します。

例) 百日咳に罹ったことがある場合

	接種できるワクチン
百日咳の混合ワクチンを使用する場合	五種混合ワクチン
	三種混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、Hibワクチンをそれぞれ必要回数接種する。
百日咳を除いたワクチンを使用する場合	二種混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、Hibワクチンをそれぞれ必要回数接種する。 ※ただし、 <u>第1期に二種混合ワクチンを用いる場合は、生後3月以上であること、第1期初回接種の接種回数を3回から2回へ変更すること。</u>

## (5) 結核(BCG)予防接種

### (ア) 予診票の記載について注意点

「生まれてから今までに家族など身のまわりに結核にかかった方がいましたか」

対象児が結核にかかったことがある、もしくは、予防的に投薬治療を受けたことがある場合は、接種を行いません。なお、結核に罹患した患者さんと接触したことがある場合は、対象児が結核に感染していないことが確認された場合にのみ接種を行うことができます。

### (イ) コッホ現象出現時の対応

- (1) 医師がコッホ現象を診断した場合は、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の市町へ、「コッホ現象事例報告書」(資料1参照。保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項)を用いてご報告ください。報告を受けた市町は、個人情報にかかる部分を除いて、県へ報告します。
- (2) コッホ現象は、副反応の報告基準に該当しません。副反応報告は不要です。ただし、接種局所の変化の経過が遷延し、接種後4週間にわたって湿潤する場合は、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があります。

#### 「コッホ現象」について

結核菌にすでに感染している場合に現れる症状。BCG接種後1日から10日以内に、接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等が生じ、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応。

なお、「接種局所を清潔に保つ」以外の特別の処置は不要です。治りが遅い場合は、他の感染症の可能性もあるため、医師の診察を受けるよう勧めます。

## (6) 麻しん風しん予防接種

- (ア) 麻しん風しんは、ワクチンの偏在等が生じたことから、令和9年3月31日まで特例措置実施期間中です。

#### 特例措置の対象者

第1期：令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ

第2期：平成30年4月2日生まれから平成31年4月1日生まれ

- (イ) 麻しんまたは風しんに罹ったことがある場合

罹った疾患	接種できるワクチン
麻しん	麻しん風しん混合(MR)ワクチン
	風しんワクチン
風しん	麻しん風しん混合(MR)ワクチン
	麻しんワクチン

## (7) 日本脳炎予防接種

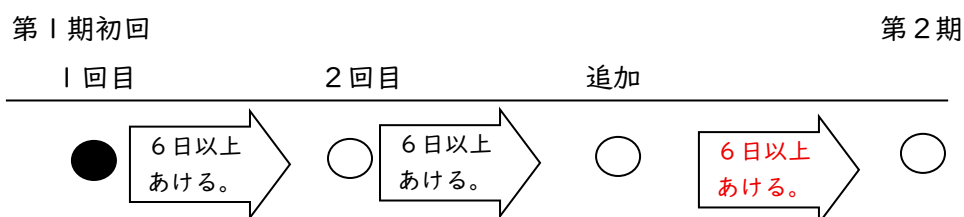
日本脳炎は、法令による特例措置実施期間中です

平成 17 年度から平成 21 年度にかけて、「接種の積極的勧奨の差し控え」のため予防接種を受ける機会を逸した人は、法令による特例措置として予防接種を受けることができます。接種対象者ごとに、初回 1 回目の接種開始日によって予防接種の接種スケジュールは異なりますので、ご確認ください。

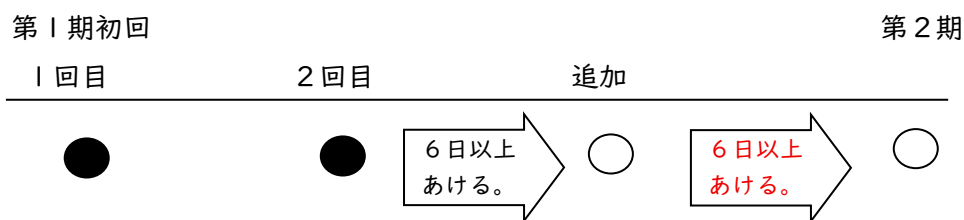
### 実施規則附則第3条の対象者

平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの人で、接種日に 20 歳未満の人のうち、第 1 期、第 2 期の予防接種が行われていない可能性のある人

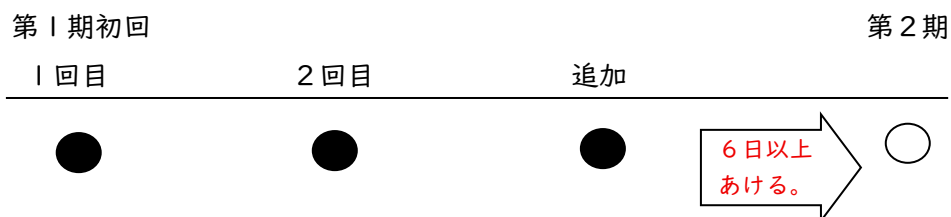
ア 1 回接種を受けている人（以下、●は接種済み、○はこれから接種するものとする）



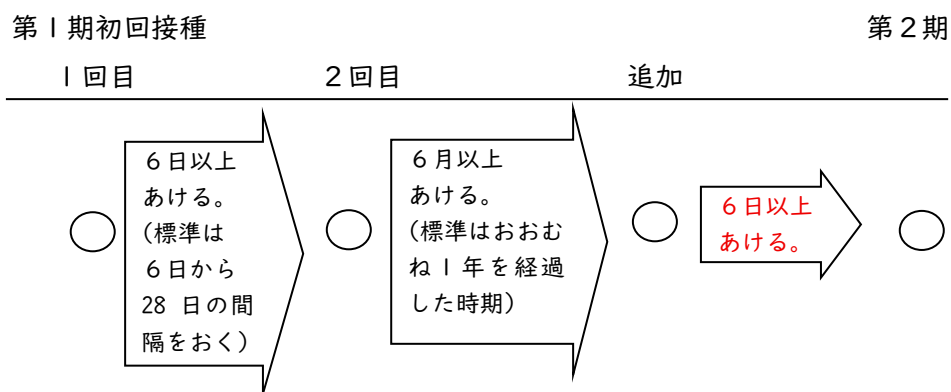
イ 2 回接種を受けている人



ウ 3 回接種を受けている人



注意 これまでに接種を受けたことがない人



## (8) ヒトパピローマウイルス感染症

令和8年4月より、定期接種の対象が9価ワクチン（シルガード9）のみ。  
 キャッチアップ期間の延長は令和8年3月31日までに終了。平成21（2009）年4月1日以前に生まれた人は、令和8年4月以降は全額自己負担となります。

### 対象者

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子。  
 ただし、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種することができます

接種回数 (接種量)	同一ワクチンの接種間隔
2回 もしくは3回 (各0.5ml)	15歳未満に合計2回の接種をする場合、初回接種から13か月後までに接種することが望ましい。 なお、2回目の接種を初回接種から6か月以上間隔をおいて実施できない場合、2回目の接種は初回接種から少なくとも5か月以上の間隔をおいて実施すること。 2回目の接種が初回接種から5か月未満であった場合、3回目の接種を実施すること。この場合、3回目の接種は2回目の接種から少なくとも3か月以上間隔をおいて実施すること。

※2回接種が可能なのは、15歳の誕生日の前日までに1回を受けて最低5か月以上の間隔をあけた場合のみ。

※15歳以上は3回接種が必要。15歳未満でも、5か月未満の接種間隔で2回を受けた場合は、3回接種が必要。

## (9) RSウイルス感染症（新規）

令和8年4月より、定期接種開始。詳しくは、別冊の資料・通知をご確認ください。

**医療従事者の方へ**

令和8年度から、妊娠28週～36週の妊婦の方を対象に

### RSウイルス感染症に対する 母子免疫ワクチンの 定期接種を実施します。

～妊婦の方からご相談を受けた際にご活用ください～

**1 RSウイルス感染症の現状**

◆発生状況・流行期  
 国内のRSウイルス感染症の流行期は年により、また地域により異なります。国立感染症管理研究所はRSウイルス感染症の定点当たり報告数を公表していますが、近年の流行は以前の年数から著実に変化した可能性が指摘されており、流行期の予測は容易ではありません。

◆疾病負担  
 ・年間1歳未満の5-10%が感染、2-3%が入院（1000人あたり60-100人が感染症科、20-30人が入院）  
 ・妊婦2歳未満の12～13万人が感染、3～5万人が入院  
 ・2歳未満の入院のうち、7%が何らかの人工呼吸器が必要  
 ・2歳未満の入院の00%は重症化のリスクがない  
 ・罹患した場合の入院日数は6日(中央値)、1診療日は301,648円(中央値)（入院費用は入院した場合にかかる医療費の総額であり、実際の窓口負担とは異なります）

◆予防・治療  
 感染・重症化により罹るため、手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策が有効です。治療法が確立していませんが、呼吸器感染症などを行います。また、重症化等の重症化のリスクを有する児に対する重症化を予防する目的とした治療薬として、モノクローナル抗体製剤であるパリスマブ（アストラゼネカのシナジス）、ニルセマブ（サノフィのベフォース）が保険適用されています。

### 対象者

妊娠28週から36週6日までの妊婦

※接種から14日以内に出生した児における有効性は確立していないため、14日以内に妊娠終了を予定している場合には、接種時に説明を行い、同意が得られた場合のみ接種可能。

## 4. 予防接種の実施について

### 1 予防接種の実施

#### (1) 保護者の同伴について

- ア 原則、保護者（父母、養親、後見人）の同伴が必要です。
- イ 保護者がやむを得ない理由により同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が同伴することは可能です。保護者の委任状が必要です。
- ウ 日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症及びRSウイルス感染症の定期予防接種については、いずれも、13歳以上のものに接種する場合に限って、あらかじめ、接種することの保護者の同意を別紙様式（資料2参照）にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとします。  
つまり、予診票を事前に配布し、予診票の記入事項にもれがなく、保護者自署欄の署名、当日の体調が予防接種不適當な状態にない場合、保護者が同伴しなくても接種できます。
- エ 対象者本人が満16歳以上の者については、保護者の同伴を必要としません。（予防接種を受けるかどうか自ら判断できることから、本人の同意の有無によって実施を判断する。）

#### (2) 使用する予診票について

- ア 予診票の紙の色は、使用するワクチンの間違いを防止するため、各ワクチンのバイアルキャップ・シリンジ・ラベルの色とほぼ統一しています。  
記入された予診票は、「予診票の表題が希望する予防接種か」「予診票の氏名や生年月日と接種希望者は同一か」「接種回数は適当か」「今までの予防接種履歴」など、必ず、保護者や被接種者と母子健康手帳等でご確認ください。
- イ 各市町で「予防接種ノート（小学校入学前に接種する予診票綴り）」を配布しております。  
●都城市：母子健康手帳交付時に交付。  
●三股町：出生月の翌月15日に、乳幼児健診の日程案内とともに個別送付。  
「予防接種ノート」を持参されていない対象者へは、医療機関用にお渡ししております予診票をご使用ください。  
ロタウイルス感染症予防接種の予診票は、2回目以降を医療機関で配布をお願いいたします。
- ウ 医療機関用の予診票が不足する場合は、医師会事務局へ問い合わせの上、必要分を適時お受け取りください。

#### (3) 母子健康手帳について

母子健康手帳は、成長や予防接種の記録だけでなく、出生届を出している証明が記載されるとも大切なものです。予防接種記録欄は海外留学等の証明書としても活用できます。

紛失等で手元にない者に対しては、接種前に市町で再発行の手続きをするようご案内ください。

今後受ける予防接種	再発行するもの
定期	母子健康手帳
任意	母子健康手帳 または「予防接種の記録（資料3参照）」

#### (4) 予防接種説明書について

ア 保護者へは、予防接種説明書として「予防接種と子どもの健康」を配布しております。接種日当日に説明書を読み忘れた方は、厚生労働省ホームページに掲載されています。ご活用ください。

【[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html)】

イ 日本語が難しい外国人の方は、「予防接種と子どもの健康（外国語版）」があります。公益社団法人 予防接種リサーチセンターホームページに掲載されています。ご活用ください。

【 <https://www.yoboseshu-rc.com/pages/8/> 】  
『外国語版「予防接種と子どもの健康 2025年度版」』

#### (5) ワクチンについて

##### ア 供給状況の確認

予防接種で使用されるワクチンは、国でワクチンの生産や流通が円滑に行われるよう、関係者へ働きかけや調整が行われています。最新の情報については、随時、市町から情報提供を行うこととしておりますが、厚生労働省のホームページでも情報を閲覧することが可能です。

【[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00002.html)】  
『健康・医療 ワクチンの供給状況について』

##### イ ワクチンの最新の添付文書等

PMDAホームページ（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）をご参照ください。

#### (6) 年齢の計算について

各予防接種は、いずれも対象者の年齢が決まっています。まれに、接種希望者が予防接種の対象年齢外であることがありますので、ご確認をお願いいたします。不明な点は、接種前に市町の担当までご連絡ください。

年齢の計算は、厚生労働省からの事務連絡（資料4参照）にて、『●歳未満』『●歳に達するまで』『●歳に至るまで』は、いずれも『●歳の誕生日の前日まで』と、解釈が示されています。

なお、年齢計算に関する法律に基づき、出生日の前日には満年齢となります。

#### (7) 予診について

予診票の各項目の確認方法については「予防接種ガイドライン（2025年版 P21～25）」をご参照ください。接種間隔は、ワクチンの効果が最大に発揮されることや、対象児の副反応出現期間を考慮し、予防接種を受けた日の翌日から起算します。

問診票の記載と母子健康手帳等の予防接種歴を、必ず照らし合わせてご確認ください。

## 2 予防接種の接種間隔

ワクチンごとに、標準的な接種間隔や最低限あけていただく接種間隔が異なります。「予防接種ガイドライン（2025年版 P41）」をご参照ください。

### (1) 異なるワクチン同士の接種間隔

ほとんどのワクチンにおいて、接種間隔は「日にちの制限なし」となりました。ただし、下記のとおり注意点がありますので、ご確認ください。

#### 注意点

- ① 副反応の発現時間等を考慮した接種計画を立てる必要があります。
- ② 複数の予防接種実施計画がある場合は、対象年齢期間やワクチン同士の干渉作用などの視点から計画する必要がありますので、医師の判断を仰ぐようにします。

### (2) 同一ワクチン同士の接種間隔

同一ワクチン同士の接種間隔は、そのワクチンで得られる最大の接種効果を考慮した接種間隔が決められています。

## 3 接種期間の数え方

ア 「日」の数え方・・・民法の解釈に基づき、接種した当日は0日目となります。

イ 「週」「月」の数え方・・・暦に従って、数えます。(例：2月は8週間として数えず、カレンダーに沿う。)

五種混合第1期初回の接種間隔「20日から56日までの間隔を以て」  
火曜日に来院し予防接種を受けた場合の次回までの間隔は、3週目の火曜日から8週目の水曜日までとなる。

	日	月	火	水	木	金	土
0週		接種日	○	1	2	3	4
1週	5	6	7	8	9	10	11
2週	12	13	14	15	16	17	18
3週	19	20	21	22	23	24	25
4週	26	27	28	29	30	31	32
5週	33	34	35	36	37	38	39
6週	40	41	42	43	44	45	46
7週	47	48	49	50	51	52	53
8週	54	55	56	57	58		

## 4 予防接種不適合者及び予防接種要注意者

予防接種不適合者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、これらの者及び予防接種法施行規則に定める予防接種不適合者には接種を行ってはなりません。また、予防接種要注意者とは、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者を表し、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ます。「予防接種ガイドライン（2025年版 P23～26、PI40～150）」をご参照ください。

## 5 予防接種実施にあたっての注意点

### (1) 同時接種について

2種類以上の予防接種を同時に同一対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンは1つのワクチンとして数え、同時接種として扱わない。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。ただし、実施にあたっては、次の点は認められていませんので、ご確認ください。

- ・複数のワクチンを混合して、同じ注射器内に入れて接種（混注）してはならない。
- ・同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、定められた接種期間を守る。
- ・「同時」は、「同日」ではありません。  
（例：午前中に五種混合ワクチンを接種し、夕方にB型肝炎ワクチンを接種する など）

### (2) 接種の方法について

対象児の年齢や使用する予防接種の接種液に応じて、接種に使用する器具や接種液の量、接種する体の部位が異なります。予防接種は、接種希望者の体調が十分整えられた状態で、かつ、正しい方法で正しい接種部位を行うことで、その効果を十分に発揮できるものです。予診票や問診等にて確認を重ねましょう。

なお、接種を希望されている場合でも、接種対象者の体調がすぐれない場合や接種時に安全が確保できない場合は、接種不可となる場合も十分考えられます。次回接種予定日をご案内ください。

### (3) 同一ワクチンの接種間隔の上限の撤廃等

接種間隔が延びることによる医学的な問題は少ないとして、標準的な接種期間は示したまま、接種間隔の上限が撤廃されています。ただし、接種間隔が短い場合は、免疫獲得効果が不十分な場合があるため、接種間隔の下限は設定されています。

### (4) 外国で予防接種を受けた帰国者・入国者への予防接種の実施

海外等にて受けた予防接種については、保護者へ予防接種の記録を提示するよう求めてください。履歴状況を確認の上、予防接種の実施を検討します。

信仰する宗教を確認し配慮することもご考慮ください。また、保護者が医療機関の受診にあたって宗教上の配慮を希望する場合は、受診毎に必ず申し出るよう、保護者へご指導ください。

## ア 接種時の注意点

- ・接種記録がある場合は、ワクチン同士の互換性等を考慮の上、接種計画を検討ください。
- ・三種混合の接種方法は全世界でほぼ統一されているので、接種記録に基づき不足分を追加します。  
また、麻しん・風しんの単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンを受けている場合は、再度予防接種法に基づく定期接種を実施しても、子どもの不利になることはありません。
- ・ポリオについては、経口生ポリオワクチン(OPV)を使用する国もありますので、接種記録または保護者へ接種方法を確認の上、接種計画をご検討ください。

## イ その他（情報を収集する窓口）

- ・厚生労働省検疫所 (<https://www.forth.go.jp/index.html>)
- ・外務省の「世界の医療事情」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)等

## 6 接種記録について

### (1) 母子健康手帳の予防接種記録欄への記載

記入の際は、「予防接種の種類」「接種年月日」「メーカー又は製剤名/ロット」「接種者署名」を必ず予診票と照らし合わせながら記載します。

ロタウイルス感染症予防接種の場合は、備考欄に「RV1」もしくは「RV5」の記載をお願いいたします。

## 7 接種後の注意事項（接種を受けた者または保護者へ伝えること）

### (1) 接種後の過ごし方

接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意を促します。

予防接種当日の入浴は差し支えありません。

入浴時に接種部位又は全身性の感染を受ける可能性は極めて低いため、即時型アレルギーが予想される接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えないと考えられます。

BCG：接種後は十分乾燥させ、1時間以上経過すれば、菌の生着に問題はない。

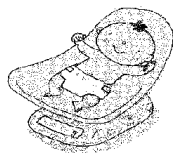
生ワクチン：接種後8～12日前後に生ずる発熱等の副反応が発生した時には、入浴を避ける。

ロタウイルス感染症予防接種については、家族の手洗いの徹底、腸重積症発生時の対応を啓発ください。

## 《ロタウイルスワクチンの予防接種を受けた方へ》

### ○接種後の、お子さんの過ごし方

- ・本日の入浴は問題ありませんが、激しく体力を使うような遊びや外出は避けましょう。
- ・予防接種後は、ごくまれに「副反応」と呼ばれる体の反応が起こることがあります。この予防接種の後にみられる主な副反応は次のようなものがあります。いずれの場合も、緊急性が高いので、速やかに医療機関を受診することが必要です。この症状と思われる様子が見られたら、遠慮することなく、すぐに受診しましょう。



#### 【接種直後(主に 30 分以内)】

アナフィラキシーと呼ばれる強いアレルギー反応

#### 【接種日から約1か月の期間】

腸重積症

※腸重積症の症状は、「突然はげしく泣く」「ぐったりする(不機嫌)」「泣きと不機嫌を繰り返す」「顔色が悪い」「繰り返し起きるおう吐」「イチゴジャムのような血便」などです。  
※ワクチンが原因で起きることはごくまれです。ワクチンと関係なく起こることもあります。

### ○接種後の、大人の過ごし方

- ・接種後は、予防接種を受けた当日から約1週間の間、うんちとともにロタウイルスが体の外に排出されます。おむつ交換等にて日頃から赤ちゃんに接する機会のある人は十分手洗いをしましょう。
- ・ロタウイルスは一般的な手指消毒液のアルコール濃度では弱まりにくいので、水道水などの流水と石鹸で手洗いすることをお勧めします。
- ・赤ちゃんが免疫の低下が見られる病気の人と接触する機会は、十分な期間をあけて計画するようにしましょう。



【この説明書の問合せ先】 都城市保健センター(中心市街地中核施設 Mallmall 内) 電話：36-5661  
三股町健康管理センター 電話：52-8481

## (2) 接種後に体調の変化の連絡があった時

接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴えがある場合は、速やかに医師の診察を受けさせます。不活化ワクチン接種後1週間、生ワクチン接種後4週間は副反応の出現に注意し、観察する必要があります。診察を受けた者がいる時は、速やかに市町へ連絡の上、副反応報告を行います。(ただし、BCG予防接種のコッホ現象に関するものは、「コッホ現象事例報告書」(資料1参照)を用いて報告してください。)

## 8 災害にかかる避難者の予防接種対応について

災害を理由に市町へ一時避難されている方が予防接種を希望した場合の対応は、下記のとおりとなります。医療機関にお問い合わせがありましたら、事前に市町での申請が必要となるため、予防接種実施前に市町まで御連絡ください。

### ア 対応方法

- ・基本は、市町から居住地の長へ、予防接種依頼書を出していただくよう依頼します。
- ・ただし、居住地の長が予防接種依頼書を交付することが困難な場合は、被災者からの申し出を予防接種依頼があったものとみなして、実施します。
- ※母子健康手帳を紛失されている場合は、市町で再交付します。

### イ 予防接種実施時の注意点

避難者の状況を考慮し、予診の徹底などを通じて健康状態を十分に把握した上で行います。

## 5. 副反応疑い報告について

この制度は、予防接種との因果関係の有無に関係なく予防接種後に健康状況の変化を来した症例について報告を行うものであり、「予防接種健康被害救済制度」と直接結びつくものではありません。

定期予防接種実施後に副反応がみられた場合の対応は、次のとおりです。「予防接種ガイドライン（2025年版 P44～58）」をご参照ください。

### 1. 副反応の診断を行った医師から報告する場合（資料5参照）

下記のいずれかの方法で実施してください。

(1) 電子報告受付サイト（PMDA）から入力する。



<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

※ タブレットPCからも入力できます。

(2) 「予防接種後副反応疑い報告書 別紙様式1」を記入して、下記の送付先にFAXで送付する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 FAX 0120-176-146

※急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレ症候群、血栓症、心筋炎または心膜炎が疑われる症例は、それぞれ専用の調査票を作成し、上記様式に添えてご報告ください。

(3) 報告書をアプリで作成する。

※ アプリは、国立感染症研究所のホームページよりダウンロードしてください。

※報告後は、市町の予防接種担当窓口までご連絡ください。

※副反応疑い報告は、医薬品医療機器等法に基づく報告としても取り扱います。そのため、重ねて「医薬品医療機器等法に基づく報告」を行う必要はありません。

### 2. 市町の予防接種担当から報告する場合

被接種者又は保護者から、定期の予防接種に関し相談を受けた場合等は、必要に応じ、別紙様式3（資料6参照）を用いて、都道府県を通じて厚生労働省健康生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告することとなっています。

## 6. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく定期予防接種を受けた方に健康被害が生じ、その健康被害が予防接種を受けたことと因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）、市町長により給付が行われます。「予防接種ガイドライン(2025年版 P120～121)」をご参照ください。

予防接種を受けた子どもについて、高い発熱、ひきつけ、けいれんなど異常と思われる症状がでた時は、すぐに市町窓口へご連絡いただくとともに、併せて、対象者の保護者へ、都城市保健センターもしくは三股町健康管理センターをご案内ください。

### 【参考資料】

厚生労働省ホームページのリーフレット

「ご存じですか？予防接種後健康被害救済制度」（資料7参照）

## 7. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等について

### 1 対象者

特別の事情（白血病等の長期療養を必要とする重篤な疾病にかかったこと等）により、定期予防接種の対象期間中に受けることができなかつたと認められる者。

### 2 対象期間

特別の事情がなくなった（回復した等）日から起算して、2年を経過する日までの間。

### 3 対象となる予防接種

やむを得ず、対象年齢内の定期予防接種として受けられなかつた予防接種。

ただし、下記の対象疾病については、注意点があります。

なお、過去に定期予防接種として既に接種を受けた予防接種の再接種や、ロタウイルス感染症・RSウイルス感染症予防接種は対象になりません。

対象疾病名	注意点
ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風	五種混合ワクチンを使用し、15歳に達するまでの間。
結核	4歳に達するまでの間。 ただし、定期の予防接種の対象期間を超えてBCG接種する場合は、あらかじめツベルクリン反応検査を行うことを検討する
Hib感染症	10歳に達するまでの間。 ただし、接種日が生後12月に至った日以降の場合は、接種回数は1回となる。 ※五種混合ワクチンを使用する場合は、15歳に達するまでの間が対象。
小児の肺炎球菌感染症	6歳に達するまでの間。 ただし、接種日が生後24月に至った日以降の場合は、接種回数は1回となる。
B型肝炎	10歳以上の者が接種を受ける場合は、接種量を0.5ミリリットルに変更する。

### 4 「特別の事情」の内容

特別の事情とは、次の(1)～(3)の状況を表します。

(1) 次のアからウまでに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る）

ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

ウ ア又はイの疾病に準ずると認められるもの

上記に該当する疾病の例は、別表（資料8参照）をご参照下さい。

(2) 臓器の移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）

(3) 医学的知見に基づき(1)又は(2)に準ずると認められるもの

### 5 対応の流れ

定期予防接種実施時は、上記の特例措置対象者に該当するか判断の上、医療機関から理由書（資料8参照）をご提出いただく必要があります。予防接種の実施前にご連絡ください。なお、実施後は、市町から厚生労働省へ実施内容（個人情報を除く）の報告を行います。

## 8. 予防接種実施依頼書について ※R8 より取扱変更※

定期予防接種実施要領 20 に基づき、県外の住民が予防接種を受ける場合は、依頼書が必要となります。宮崎県外の住民が、下記のような文書を提示し、市町の実施する予防接種を受けることを希望する場合は、依頼内容を確認の上、予防接種を実施してください。

依頼書見本		〇〇第〇〇〇号 平成 〇〇年〇月〇日	
都城市長 池田 宣永 様 (三股町長 木佐貴 辰生 様)			
〇〇〇長 〇〇〇〇			
予防接種の実施について(依頼)			
このことについて、下記の者が貴市町村の実施する予防接種を希望していますので、接種について御配慮くださいますようお願いいたします。 つきましては、お手数ですが接種終了後、予診票(写しで可)を御返送ください。 また、貴市町村の制度として接種料金の賦課がある場合は、被接種者の保護者負担としてその全額を徴収してください。 なお、当該予防接種により万一健康被害が発生した場合は、予防接種法第15条に基づき市町村がその当事者として健康被害への対応を行います。			
記			
予防接種の種類	四種混合1期初回1回目		
被 接 種 者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇丁目××番地×	
	氏 名	△ △ △ △	性 別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	生年月日	平成28年1月1日生	
保護者氏名	△ △ ◇ ◇		
滞在先住所	都城市〇〇〇番地××× (三股町□□番地××)		
〔連絡先〕 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇 ××番地 〇〇市〇〇部〇〇課 TEL ××-××××			

### ① 依頼内容を確認

※依頼書に「予診票をお送りくださいますようお願いいたします」とある場合は、接種後に、医療機関から依頼元の市町村へ郵送する。

ただし、返信用封筒が入っていない場合は、保護者に予診票(原本)を渡してよいか、医療機関から依頼元の市町村に確認する。

(市町村によっては、市町宛ての依頼書を作成しない場合や宛先が市町・医療機関宛て以外の場合もあるので、医療機関から依頼元の市町村へ確認をお願いします。)

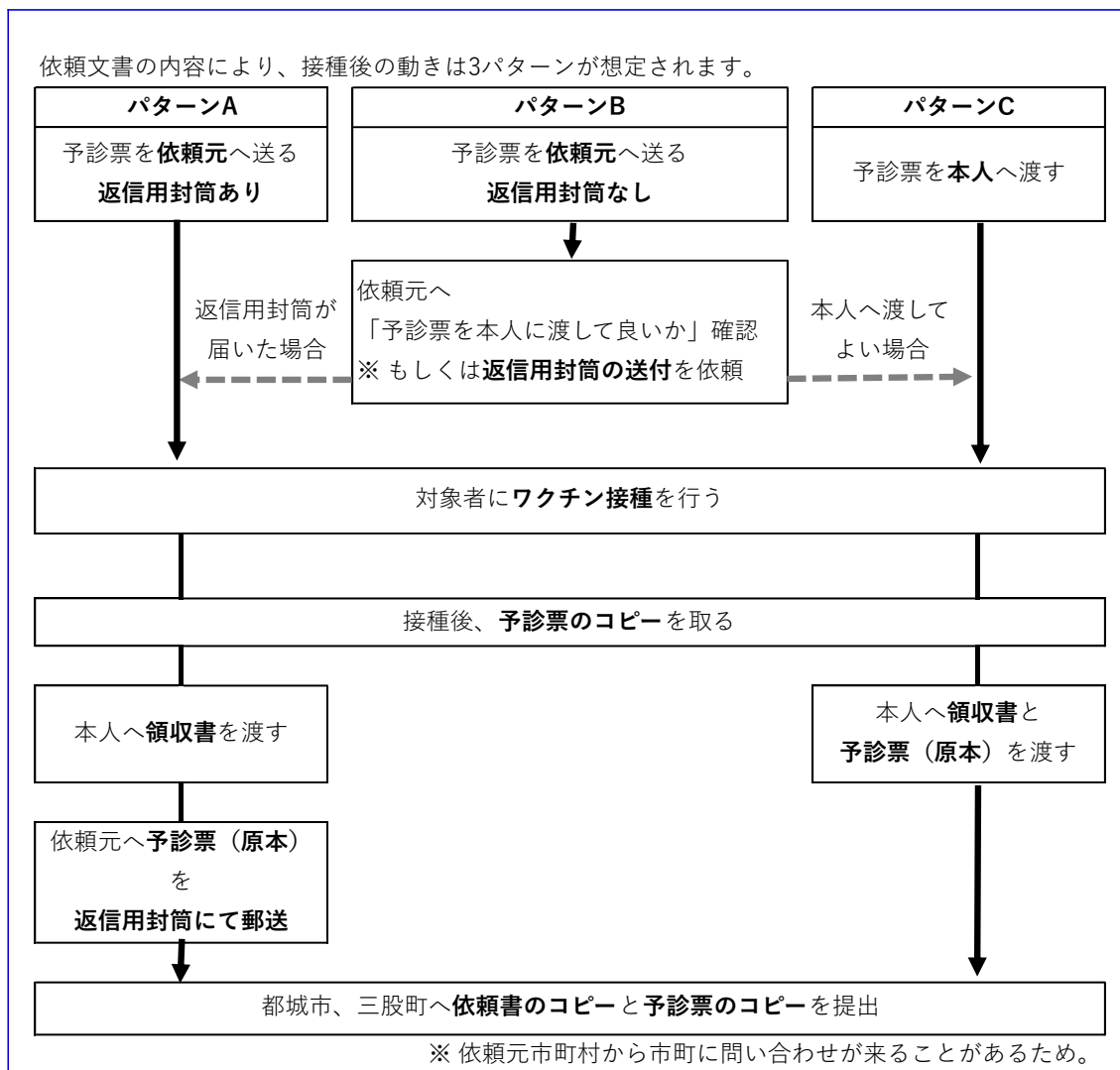
### ② 予防接種の実施

### ③ 接種者へ予診票(原本)、領収書等を渡す

### ④ 市町へ依頼書の写し・予診票の写しを提出

(月ごとの予防接種実績提出時に、医師会事務局を通じて提出します。)

県外から接種の依頼があった場合のフローチャート



## 9. 委託料の請求について

### 1 市町の住民に予防接種を行った場合

都城市北諸県郡医師会を通じて請求します。

ア 委託料は、予防接種の種類により異なりますので、各契約書をご参照ください。

イ 請求時は、実施月分の予診票に実績報告書（資料9参照）を添えて、  
実施月の翌月6日までに、医師会事務局へご提出ください。

〔①接種種類別、②年齢順にまとめ、③日付順に並べる〕

※個票はR6年4月より廃止。

市町確認後、不相当とみなした書類は、対象医療機関へ返送する場合があります。

ウ 予診票に記入漏れや不備がないか、記入例をご覧になり（資料10参照）十分ご確認ください。

エ 同時接種を行う予定での接種不可は、1件のみの請求となります。

### 2 市町以外の宮崎県民が予防接種を行った場合

宮崎県医師会との委託契約により、広域予防接種として予防接種を実施します。

委託料の請求方法は、宮崎県医師会へご確認ください。